

## 貸付事業の一時停止継続についてのお知らせ

現職組合員の皆様にご利用いただき、資金が必要な場合に支援をしておりますが、退教互の中核的事業である療養給付事業を安定的に継続するために運営方針を変更し、下記の期間についても一時停止することとします。

退教互の仕組みとして、退職組合員になっていただく際に納めていただいた掛金「給付準備資産」から療養給付、貸付、事務局運営費が支出されます。定年延長に伴い隔年ごと退職組合員になる方の納入掛金が減少する一方、給付は毎年一定額支出されるため、定年延長完了までに「給付準備資産」が大きく減少すると推測されています。このため2024(令和6)年度から新制度の給付基準に変更し、給付額の抑制を図り、資産減少への対策としてきたところです。今回、資産減少への追加対策として、同じ「給付準備資産」から支出している貸付をさらに一定期間停止することとしました。貸付に充てている資金を療養給付などに補填することで急激な資産減少を緩和して、療養給付事業の安定的な運営を図りたいと考えます。

現職組合員の皆様にはご不便をおかけしますが、状況をご理解いただきますようお願い申し上げます。なお、再開を含め、今後の運営方針については資産状況の推移を精査し2028年度末に判断をします。

### 【貸付停止期間】

2026(令和8)年4月1日～2029(令和11)年3月31日の3年間